

宗像市少年少女海外派遣研修事業派遣指導員選考基準

平成23年4月20日
宗像市教育委員会

宗像市少年少女海外派遣研修使節団事業の派遣指導員については、原則、次の基準により選考する。

- 1 派遣指導員は5人以内とする。
- 2 派遣指導員の内訳は、団長1人・事務局員若干人とする。
- 3 団長は、事業総括及び渉外に関することを行うものとし、宗像市教育委員会委員及び子ども部長の中から選出する。
- 4 事務局員は、記録、生活指導及び事業の庶務を行うものとし、子ども部職員及び教育部職員の中から選出する。